

平成30年度行政事業レビューシート (警察庁)

事業名	犯罪被害給付金			担当部局	長官官房			作成責任者	
事業開始年度	昭和55年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	給与厚生課			給与厚生課 白井 利明	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第3条			関係する計画、通知等	第3次犯罪被害者等基本計画				
主要政策・施策	犯罪被害者等施策			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない犯罪被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は傷害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、法律に基づき国が一定の給付金を支給する。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	1,434	1,326	1,116	1,210	1,260		
	執行額	960	846	1,017					
	執行率(%)	67%	64%	91%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	67%	64%	91%					
	平成30-31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由				
犯罪被害給付金		1,210	1,254	平成30年4月1日から施行された、支給範囲の拡大、支給額の引上げ等犯罪被害給付制度の見直しに伴うもの。					
警察装備費		0	6						
諸謝金		0	0						
計		1,210	1,260						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)									
定量的な成果目標 の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と27~29年度の達成状況・実績					
	成果目標である年度ごとの犯罪被害者等給付金の支給件数は、支給対象事件の発生件数及び申請件数等の増減の影響を受けるが、これらは制約困難な要素であり、定量的な目標は設定できない。			支給対象事件に係る申請に対して、適切に犯罪被害者等給付金を支給し、概ね達成している。					
	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
事業の妥当性を 検証するための代替的な 達成目標及び 実績	犯罪被害者等給付金の支給(法律に定める要件に合致する犯罪被害者等に対して、法律に定める額を支給)	犯罪被害者等給付金の支給件数	実績	件	511	466	430	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	犯罪被害者等給付金の支給件数	活動実績		件	511	466	430	
当初見込み				-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	X(遺族給付金)÷Y(支給件数)	単位当たりコスト	百万円/支給件数		3	3	4	
計算式		X/Y		699.9百万円/231件	622.5百万円/209件	745.2百万円/189件		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	X(重傷病給付金)÷Y(支給件数)	単位当たりコスト	百万円/支給件数		0.2	0.2	0.2	
計算式		X/Y		43百万円/178件	34.7百万円/164件	34.2百万円/147件		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	X(障害給付金)÷Y(支給件数)	単位当たりコスト	百万円/支給件数		2	2	3	
計算式		X/Y		217百万円/102件	186.6百万円/93件	237.9百万円/94件		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	6 犯罪被害者等の支援の充実								
	施策	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実								
	測定指標	定量的指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標年度 年度
				実績値						
				目標値						
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
		支給対象事件に係る申請に対し、適切に犯罪被害者等給付金を支給する	故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにも関わらず、加害者からの損害賠償を得られず、他の公的救済も受けられない犯罪被害者等に犯罪被害者等給付金を遅滞なく支給する。		給付金の裁定に要する期間を可能な限り短縮し、犯罪被害者等に1日を早く給付金が支給されるよう努める。					
				施策の進捗状況(実績)						
				前年度より、裁定に要する期間を短縮することができた。						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
犯罪被害者等の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるようにすることが本事業の成果であるところ、犯罪被害者等給付金の支給の迅速さは、本成果を図るうえで重要な要素である。										

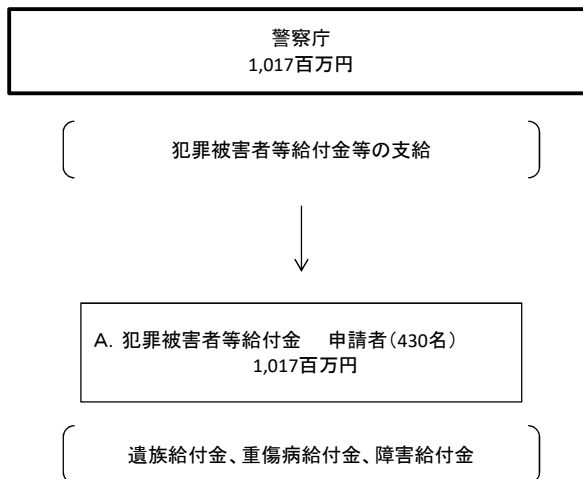
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当事業は、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない犯罪被害者等に対して国が社会連帯共助の精神に基づき、給付金を支給し、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものであり、国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	犯罪被害者支援法第3条により、国が給付金を支給することと定めており、地方自治体、民間等に委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	犯罪被害者等に給付金を支給することで、精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるように支援する必要かつ適切な事業であり、優先度は高い。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	犯罪被害者等の申請に基づき、都道府県公安委員会による裁定をへた後に支出しており、支出先の選定は妥当である。				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無					
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	法律の規定により、給付金の額の調整が行われており、給付金支給に真に必要なものに限定されている。				
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-					
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-					
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-					
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-					
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	給付金は、犯罪被害者等が受けた精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるように活用されている。				
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		関連事業との間では、法律の規定により、犯罪被害給付金の支給に当たり額の調整行われている。				
	所管府省名	事業番号		事業名			
	厚生労働省			労働者災害補償保険法に基づく保険給付			
国土交通省		自動車損害賠償保費法に基づく保険給付					
点検・改善結果	点検結果	本事業は、故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない犯罪被害者等に対して、法令に基づき国が給付金を支給し、その犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものであり、必要不可欠なものである。					
	改善の方向性	犯罪被害者等の精神的・経済的打撃を早期に軽減するため、今後も法令に基づき、引き続き適切に実施していく必要がある。なお、犯罪被害者等給付金の額は法令にその算定方法が定められており、今後とも適正な予算執行に努める。					
外部有識者の所見							
点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
通現り状	引き続き、適切かつ効率的な事業実施に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
通現り状	平成29年度執行額等を踏まえ、平成31年度概算要求額の算出を行った。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	当初1-4	平成23年度	40	平成24年度	27	平成25年度	68
平成26年度	62	平成27年度	55	平成28年度	71		
平成29年度	警察庁 (0058)						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.犯罪被害給付金申請者			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
遺族給付金	遺族給付金	30			
計		30	計		0

